



# 障がいのあるこどもの支援

## 手帳の交付

問 障がい福祉課 ☎0725-33-1131(代表)

手帳を取得することにより、障がいの種別や程度に応じたサービスを利用することができます。

| 名称           | 対象・支給要件   | 申請方法   |
|--------------|---|--|
| 身体障がい者手帳     | 身体の機能障がいの種類や程度により1級から6級までの等級があります。                                | 指定医師の診断が必要です。所定の診断書は障がい福祉課にあります。手続きの方法などは、ご相談ください。 |
| 療育手帳         | 知的な障がいがあり、大阪府の機関で一定の基準に該当すると認められた場合に交付されます。障がい程度の区分はA、B1、B2があります。 | 申請書提出後、子ども家庭センターでの判定があります。手続きの方法などは、ご相談ください。       |
| 精神障がい者保健福祉手帳 | 精神障がいのために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人に交付されます。程度により1級から3級までの等級があります。  | 医師の診断書が必要です。所定の診断書は障がい福祉課にあります。手続きの方法などは、ご相談ください。  |

## 手当

### 》 手当一覧

| 名称                | 対象・支給要件   | 支給額(注)   | 支給月                    | 支給制限等   | 窓口     |
|-------------------|---|--|------------------------|---|--------|
| 障がい児福祉手当          | 20歳未満で下記に該当し、日常生活において常時介護を要する方<br>①身障手帳1・2級の一部<br>②最重度の知的障がい<br>③その他の障がい・疾病により①②と同程度の状態 | 月額<br>16,560円  | 年4回<br>(5・8・11・2月)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●所得制限</li> <li>●施設入所</li> <li>●児童が障がいを支給事由とする年金給付を受けている場合</li> </ul>                             | 障がい福祉課 |
| 大阪府重度障がい者在宅生活応援制度 | 重度身体障がい(1・2級)と重度知的障がい(A)を併せ持つ障がい者(児)と同居する介護者に支給   | 月額<br>10,000円  | 年4回<br>(4・7・10・1月)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●特別障がい者手当受給者</li> <li>●施設・グループホーム等入所</li> </ul>  | 障がい福祉課 |
| 特別児童扶養手当          | 20歳未満で、中程度以上の障がいの状態にある児童を養育している家庭に支給  | 月額<br>1級 58,450円<br>2級 38,930円                           | 年3回<br>(4・8・11月)       | <ul style="list-style-type: none"> <li>●所得制限</li> <li>●施設入所</li> <li>●児童が障がいを支給事由とする年金給付を受けている場合</li> </ul>                             | 子育て応援課 |
| 児童扶養手当            | ひとり親家庭、または配偶者が重度の障がい者の場合で、18歳に達する日以降の3月31日までの児童(または20歳未満の中程度以上の障がいのある児童)を扶養している方に支給     | 月額<br>48,050円<br>第2子以降加算<br>11,350円<br>*所得によって額が変更になります。 | 年6回<br>(5・7・9・11・1・3月) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●所得制限</li> <li>●施設入所</li> <li>●申請者または児童が公的年金等を受給している場合</li> <li>●児童が公的年金の加算対象となっている場合</li> </ul> | 子育て応援課 |

\*支給制限等、詳細につきましては窓口にお尋ねください。

(注)支給額は令和8年4月現在の金額です。物価変動率に基づき、金額が変更になる場合があります。

## 自立支援医療費(育成医療)

問 障がい福祉課 ☎0725-33-1131(代表)

身体に障がいがある児童であって、手術等の治療により身体上の障がいが軽くなり、日常生活が容易にできるようになる児童が、指定育成医療機関において治療等を受ける場合に、その治療に要する医療費の9割までが公費で支払われます。

## 自立支援医療費(精神通院)

問 障がい福祉課 ☎0725-33-1131(代表)

精神障がいのため、外来治療を受けている人に、通院医療費の9割までが公費で支払われます。なお、処方せん薬局も対象となります。

## その他の補助金など

### 補装具費の支給

問 障がい福祉課 ☎0725-33-1131(代表)

**対象者** 身体障がい者手帳を所持している方及び用具が必要と診断された難病患者等

**内容** 身体上の障がいを補うための用具に購入費(用具にはそれぞれ基準額があります)の9割を支給します。原則としてかかった費用の1割が自己負担となり、世帯の所得区分に応じて負担上限額を設けています。補装具の種類によっては、医療機関の意見書などが必要です。

### 大阪府難聴児補聴器交付事業

問 障がい福祉課 ☎0725-33-1131(代表)

**対象者** 両耳の聴力レベルが60デシベル以上で、身体障がい者手帳の交付の対象とならない難聴児

**内容** 補聴器購入にかかる費用の一部およびその検査に要した費用が支給される場合があります。

### 軽度難聴児補聴器購入費等の支給

問 障がい福祉課 ☎0725-33-1131(代表)

**対象者** 聴力レベルが30～60デシベルの軽度難聴児

**内容** 補聴器購入にかかる費用等の一部が支給される場合があります。

### 日常生活用具の給付

問 障がい福祉課 ☎0725-33-1131(代表)

**対象者** 在宅の身体障がい者、重度の知的障がいと判定された方及び用具が必要と診断された難病患者等

**内容** 身体障がい者等が日常生活を容易に行うことができるよう、必要に応じて日常生活用具にかかる費用の9割を支給します。原則として、かかった費用の1割が自己負担となり、世帯の所得区分に応じて負担上限額を設けています。

広告

こどもたちの生きる力を“はぐくむ” こどもたちとご家族の心を“ハグ”する

重症心身障がい児 放課後等デイサービス  **はぐハウスII**

泉大津市助松町三丁目1-25  
ピーチマンションII102号 TEL **0725-92-8918**

**はぐハウス**  
高石市羽衣3-2-3 RISE羽衣  
TEL **072-265-5505**

**はぐハウスIII**  
和泉市阪本町17-1  
TEL **0725-41-0089**

一人が食事ができない  
言葉でコミュニケーションが取れない  
けいれんや嘔吐の回数が多い  
手足を自由に動かせない  
自力では座れない動けない

産婦人科 小児科 アレルギー科 訪問リハビリ  
医療法人 育佑会  
**石田 医院**

|              | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|--------------|---|---|---|---|---|---|
| AM9:00～12:00 | ○ | ○ | ○ | - | ○ | ○ |
| PM4:30～7:30  | ○ | ○ | ○ | - | ○ | - |

休診日 土曜の午後・木曜・日曜・祝日 往診可

高石市羽衣1-10-11  
TEL **072-261-1313**

石田医院 高石市 検索 

障がいのあるこどもの支援

## 住宅改造費助成

問 障がい福祉課 ☎0725-33-1131(代表)

在宅の重度障がい者が、住み慣れた地域で自立し安心して生活できるようにするため、日常生活のもっとも基礎となる住宅について、心身の状況により改造が必要な場合に改造費用を助成することにより、重度障がい者の生活の利便の増進を図ります。

※改造工事着手前にご相談ください。

### 対象

- ①身体障がい者手帳(肢体不自由・視覚障がい)で1・2級、肢体または視覚障がいとの重複により1・2級、体幹・下肢機能障がい等3級を所持する方がいる世帯
- ②療育手帳(A)を所持する方がいる世帯

### 内容

トイレ、浴室、廊下、居室等の改造工事が対象です(新築、改築は対象外)。補助対象工事に要する経費で20万円を限度とします。また、前年の所得税により助成の対象とならない場合があります。

## 障がい福祉サービス等

問 障がい福祉課 ☎0725-33-1131(代表)

障がい者総合支援法に基づく自立支援給付を中心に、障がいの種類をこえた共通のサービスを提供し、地域での自立と安心をサポートします。

### サービス利用の流れ

- ①保護者が障がい福祉課に相談し申請します。
- ②市職員等が障がい児の障がいの程度や心身の状況や利用に関する具体的な内容の聞き取り調査をします。
- ③聞き取り結果をもとに審査します。
- ④相談支援事業者が作成する「障がい児支援利用計画案」もしくは、「セルフプラン」を提出します。
- ⑤サービスの利用量と1か月あたりの支払いの限度額を決定して受給者証を交付します。

⑥利用者は、選択した指定事業者、施設と契約しサービスを利用してください。

⑦利用者は、サービスにかかる利用者負担額を事業者を支払ってください。

## 介護給付

| サービス名         | サービスの内容  |
|---------------|--|
| ホームヘルプ        | 入浴、排せつ、食事の介護など居宅での生活全般にわたる介護   |
| 重度訪問介護        | 重度の肢体不自由の方・重度の行動上困難があつて常に介護を必要とする方に対する居宅での入浴、排せつ、食事の介護のほか、外出の際の移動中の介護など総合的な介護      |
| 行動援護          | 知的障がいまたは精神障がいによって、行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出の際の移動中の援助 |
| 同行援護          | 視覚障がいのため、移動に著しい困難がある方に対する移動に必要な情報の提供や外出の際の移動中の援助                                   |
| ショートステイ(短期入所) | 介護する方の病気などによって短期間の入所が必要な方に対して、施設で行う入浴、排せつ、食事などの介護                                  |
| 重度障がい者等包括支援   | 常に介護が必要な方に対する居宅介護、その他の包括的な介護   |

## 児童福祉法に基づく障がい児通所支援サービス

| サービス名       | サービスの内容  |
|-------------|--|
| 児童発達支援      | 障がい児に対する日常生活での基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの援助        |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障がい等で、通所での支援の利用が困難な障がいのある児童に対して居宅を訪問して発達を支援 |

| サービス名      | サービスの内容                               |
|------------|---------------------------------------|
| 放課後等デイサービス | 就学している障がい児の生活能力向上のための訓練、放課後の居場所づくりの援助 |
| 保育所等訪問支援   | 保育所等を利用する障がい児の集団生活への適応訓練などの援助         |

## 地域生活支援事業

地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することが効率的・効果的な事業や、地方分権の観点から地方自治体が自主的に取り組む事業です。

### 相談支援事業

**問** 相談支援事業所 とうだい 汐見町85-1

☎0725-20-2356 FAX0725-23-2349

**事業内容** 市内の相談支援事業所「とうだい」において、障がい児・者および家族の方の相談をお受けし、障がいのある方の地域での生活を総合的にサポートします。

**利用者負担** 無料

### 意思疎通支援事業

**問** 障がい福祉課

☎0725-33-1131(代表) FAX0725-33-7780

**事業内容** 聴覚障がいおよび音声または言語機能障がいのある人に手話通訳奉仕員等を派遣し、コミュニケーションの支援を行います。

**利用者負担** 無料(ただし、派遣の際に要する交通費等は申請者の負担となります)

### 移動支援事業(ガイドヘルパー)

**問** 障がい福祉課 ☎0725-33-1131(代表)

**事業内容** 障がい児(原則小学1年生以上の者)の外出の際に介護者が確保できない場合に、円滑な移動を支援するものです。一定の要件があります。

### 日中一時支援事業

**問** 障がい福祉課 ☎0725-33-1131(代表)

**事業内容** 障がい児に日中における活動の場を確保し、家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的な休息を支援します。

広 告



見学のご希望・お問い合わせはお気軽にご連絡ください!

放課後等デイサービス 児童発達支援

# はぴにこ

菜園体験

サーキット

映画鑑賞

- お子さまの「できた!」を増やすために一人ひとりに合わせた支援を行います。
- スタッフが、ことば・運動・コミュニケーションなどの力を、それぞれのペースに合わせて丁寧にサポートします。
- 得意なことを伸ばし、苦手なことにも少しずつ取り組めるようにお手伝いします。

HP



Instagram



**TEL 0725-58-9916** 泉大津市東助松町 1-1-2

障がいのあるこどもの支援

## 旅客運賃等の割引

身体障がい者(児)・知的障がい者(児)・精神障がい者(児)が利用する各種運賃が割引になります。

### ≫ 鉄道運賃

**対象者** 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者

**方法** 切符販売窓口到手帳を提示

\*詳細は、各鉄道会社にお問合せください。

### ≫ バス運賃

**対象者** 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者

**方法** バス運賃支払いの時に手帳を提示

\*詳細は、各バス会社にお問合せください。

## 税の減免

### ≫ 自動車税・軽自動車税の減免

一定の要件に該当する障がい者が、通学や通院等日常生活を営むうえで不可欠な場合のために使用する自動車にかかる税の減免が行われます。お問合せは以下のとおりです。

|            |                         |                                   |
|------------|-------------------------|-----------------------------------|
| 自動車税環境性能割  | 大阪自動車税事務所和泉分室           | ☎0725-41-1327 FAX0725-43-4541     |
| 自動車税種別割    | 泉北府税事務所                 | ☎072-238-7221 FAX072-238-7244     |
| 軽自動車税環境性能割 | 軽自動車検査協会<br>大阪主管事務所和泉支所 | ☎072-273-1066 FAX072-284-8767     |
| 軽自動車税種別割   | 市役所税務課                  | ☎0725-33-1131(代表) FAX0725-33-1179 |

(令和8年1月1日時点の情報です)

### ≫ 所得税・住民税等の軽減

障がい者手帳を所持している方、または障がい者を扶養している方は、所得税、住民税(市民税・府民税)、事業税、相続税、贈与税等について、その障がいの程度に応じて所得控除等の軽減制度があります。お問合せは以下の通りです。

|                   |         |                                   |
|-------------------|---------|-----------------------------------|
| 所得税<br>相続税<br>贈与税 | 泉大津税務署  | ☎0725-33-5601                     |
| 住民税               | 市役所税務課  | ☎0725-33-1131(代表) FAX0725-33-1179 |
| 事業税               | 泉北府税事務所 | ☎072-238-7221 FAX072-222-6536     |

## 公共料金の割引

### 水道料金・下水道使用料の減免

問 水道課 ☎0725-33-1131(代表)

#### 対象者

身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A・B1、精神障がい者保健福祉手帳1・2級のいずれかの交付を受けている方が属する世帯および特別児童扶養手当受給世帯。(対象外:市民税課税世帯、生活保護世帯)

#### 内容

- ・水道料金…1か月あたり定額329円(消費税含まず)を減免します。
- ・下水道使用料…1か月あたり上限600円(消費税含まず)を減免します。

### 市営駐車場利用料金の減免

問 土木課 ☎0725-33-1131(代表)

#### 対象者

手帳(身体障がい者、療育・精神障がい者保健福祉)の交付を受けている方が運転する自動車または、交付を受けている方が同乗する自動車

#### 内容

減免事由に該当する場合は、一時利用料金の5割相当額の減額措置を受けられますので、精算時に各種手帳を提示してください。

### 自転車等駐車場の利用料金の減額

問 土木課 ☎0725-33-1131(代表)

#### 対象者

手帳(身体障がい者、療育・精神障がい者保健福祉)の交付を受けている方

#### 内容

減免事由に該当する場合は、定期利用料金の5割相当額の減額措置を受けられますので、管理事務所に申し出てください。

### タクシー運賃助成

問 障がい福祉課 ☎0725-33-1131(代表)

#### 対象者

身体障がい者手帳1・2級、3・4級の一部、療育手帳A・B1を所持している方

#### 内容

市との契約会社のタクシーに乗車された場合、基本料金(初乗り運賃)を助成します(※)。障がい者手帳をご持参のうえ申請を行ってください。ただし、障がいの種別や程度により、配布する利用券の枚数が変わります。(※)助成対象は、距離制・時間制、車両に限らず、基本料金(初乗り運賃)のみとし、上限額を690円とします(基本料金が690円以下の場合は、基本料金額が助成額となります)。